

(別紙)

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業」の環境影響評価方法書(再提出)に対する
環境の保全の見地からの意見

令和 6 年 8 月 1 5 日
宮 崎 県

1 総括的事項

(1) 法令遵守及び住民等への配慮について

環境影響評価を実施するに当たっては、各行政機関等との事前協議を綿密に行いながら関係法令等を遵守するとともに、生活環境の悪化を懸念する地域住民等の意見には十分に配慮し、不安の払拭に努めること。

(2) 近隣事業との累積的な影響について

事業実施区域及びその周辺では、本事業も含めて 4 件の風力発電事業が稼働中又は計画中であるため、渡り鳥の飛行ルート等への影響や騒音・低周波音等に関して、各事業者間の情報交換を適宜行い、可能な限り他事業の風力発電機の配置等も考慮に入れた累積的な影響の検討、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 準備書の記載事項について

準備書の作成に当たっては、事後調査の方法、環境監視の要否及び事業終了後のリプレイス又は最新の知見に基づいた廃棄計画等について検討するとともに、調査結果において、予測を超える影響が確認された場合には、その対処方法を検討すること。

2 個別的事項

(1) 騒音等について

ア 近隣住民の生活環境の悪化を防ぐため、騒音、超低周波音には特に留意し、海外の最新機体導入データも参考に策定した騒音防止・監視計画などを地域住民に十分に説明し、計測データや評価結果は随時公開するなど、情報の透明性を確保すること。

(2) 水環境について

ア 工事中の雨水排水対策(濁水)に関しては、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた工事時期の選定や道路の施工方法等を検討すること。

イ 土地造成や道路工事により発生した土砂の処理に関しては、濁水の発生源とならないよう、適切な処理計画を作成すること。

(3) 動物・植物・生態系について

ア 対象事業実施区域内における植生自然度の高い場所や水源涵養保安林については、森林簿等を用いて林齢のバリエーションをとった調査を行うとともに、事業実施により影響を受けないような対策の検討及び評価を行うこと。

イ 周辺には本城鳥獣保護区があることから、野生鳥獣の保護には十分に留意し、風力発電機の設置については、専門家等の意見も踏まえながらカラ類に限らず一般鳥類の適切な調査、予測及び評価を行い、鳥獣への影響を回避又は極力低減すること。また、希少動植物の生息地を調査し、風力発電機の配置を慎重に検討すること。

ウ コウモリ類の調査については、現地の状況等も踏まえ、植生自然度の高い場所への調査拡大を検討すること。

(4) 地形及び地質について

ア 対象事業実施区域には、砂防指定地や地滑り地形が存在するため、事業実施に当たっては工事期間を含めた崩落、地滑り及びそれに伴う風力発電機の倒壊が生じないよう十分に注意すること。

イ 宮崎県では、令和7年度に「宅地造成及び特定盛土規制法」に基づく規制区域の指定を予定しているため、許認可の確認や安全な土地状態の維持に留意すること。

(5) 景観について

ア 重要な眺望点及び景観資源については、住民等へのヒアリングを行い、専門家の意見も参考にしながら、方法書に記載した主要な眺望点のほか、地域住民等にとって重要な場所が確認できた場合は、調査地点として選定すること。